

習志野市教育委員会会議録  
(平成20年第5回定例会)

- 1 期 日 平成20年5月28日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時00分
- 2 出席委員 委 員 長 小 泉 俊 雄  
委 員 青 木 克 己  
委 員 澤 村 洋 子  
委 員 栗 原 伸 夫  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 平 賀 潤  
学校教育部長 三 幣 芳 夫  
生涯学習部長 小 林 伸 二  
学校教育部参事 鶴 岡 智  
学校教育部参事 渡 辺 伸 治  
教育総務部次長 加 藤 清 一  
生涯学習部次長 松 林 正 則  
教育総務部副技監 鈴 木 知 行  
教育総務部・学校教育部副参事 野 中 良 範  
教育総務部・学校教育部副技監 勝 見 博  
学校教育部副参事 諏 訪 晴 信  
学校教育部副参事 押 田 俊 介  
生涯学習部副参事 黒 崎 清  
企画管理課長 井 澤 元 行  
指導課長 若 崎 光 美  
社会教育課長 早 瀬 登 美 雄  
菊田公民館長 桑 田 裕 治  
生涯スポーツ課長 鈴 木 善 博  
青少年課長 長 谷 川 隆  
教育総務部主幹 福 山 宗 起  
教育総務部主幹 佐々木 重 春  
教育総務部主幹 宮 崎 雅 博  
教育総務部・学校教育部主幹 鈴 木 博  
学校教育部主幹 高 柳 英 昭  
学校教育部主幹 櫻 井 克 美  
生涯学習部主幹 及 川 隆 志  
生涯学習部主幹 寄 主 義 之

#### 4 会議内容

委員長が

平成20年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び議案第17号ないし議案第19号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(3)及び議案第17号ないし議案第19号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成20年第4回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

学校教育部副参事が

本件は、習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則に基づく入学準備金の融資のあっせん及び利子補給の状況について報告するものである。習志野市では、高等学校、専修学校、大学等に入学する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に対し、限度額の範囲で融資のあっせんを行い、その利子を全額支払う制度を導入している。

平成19年度の実績は、申請者12名に対し、融資決定者8名、融資金額380万円であり、利子補給額は524,665円である、と報告

委員が

平成19年度の融資金利は、と質問

学校教育部副参事が

5.1パーセントである、と回答

委員が

融資にあたって銀行は融資者に担保を求めているのか、それとも市が保証しているのか、と質問

学校教育部副参事が

市が銀行に預託金として1千万円を預けている。また、融資者が滞納する場合も想定しており、民間の保証会社に保証をお願いしている、と回答

委員が

1千万円以上の融資残高は多いように感じる。返済率はどれくらいなのか、と質問

学校教育部副参事が

融資の償還期間は融資開始後3年から5年以内である。よって、残高には現在償還中の融資金も含まれている、と回答

委員が

滞納が発生すると銀行にも迷惑がかかるし、市の信用にも傷がつくので、滞納者への対応をお願いしたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

## 報告事項（2） 平成20年度育英資金給与者の決定について

（学校教育課）

学校教育部副参事が

本件は、平成20年5月13日に育英資金選考委員会を開催し、本年度の育英資金給与者を決定したので報告するものである。本市の育英資金は、習志野市育英資金給与条例に基づき、高等学校、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な方に対して、教育の機会均等を図る観点から、修学上必要な資金を給与するものであり、給与の額は高校生が月額9千円、大学生が月額1万1千円となっている。今年度は35名の高校生が申請し、27名が決定者に、大学生は19名が申請し、10名が決定者となった、と報告

委員が

昨年度に比べて申請者が減っているのは理由があるのか、と質問

学校教育部副参事が

申請者が減少した理由は不明であるが、不決定者の増加については、今年度より受給者の学業成績基準を評定平均値3.0以上から3.5以上へ変更したことが原因として考えられる、と回答

委員が

3.5という評定平均値は絶対評価で算出するのか、それとも昨年千葉県が各中学校の評定平均値のばらつきを調整するために改定した新しい基準で算出するのか、と質問

学校教育部副参事が

各学校が新基準により評定平均値を算定し、教育委員会へ提出する成績証明書によって決定する、と回答

委員が  
いつから基準を変更するのか、と質問

学校教育部副参事が  
今年度からである、と回答

委員が  
給与するというのはどういう経緯からなのか、と質問

学校教育部副参事が  
育英資金給与条例に基づき貸し付けではなく、給与という形をとっている、と回答

委員が  
条例の目的は、と質問

学校教育部副参事が  
資質があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難である者に対し、育英資金を給与し、教育の機会均等に寄与することを目的としている、と回答

委員が  
45人の受給者枠があり、かつ、育英資金申請者が年々減少している現状で、なぜ基準を評定平均値3.5以上に上げたのか。3.5は高いと考える、と発言

学校教育部副参事が  
成績のみではなく、面接による申請者の受給適正も考慮している、と回答

委員が  
中学校が成績優秀な生徒に制度をお知らせし、育英資金を申請するようになれば、面接のような主観的な要素がなくなるのではないかと要望

委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

#### 議案第15号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する 規則の制定について

(学校教育課)

学校教育部副参事が  
学校教育法施行規則の一部改正等により、学校評価及び情報提供に関する規定の整備等がされたことに伴い、改正するものである。これまで学校評価は、文部科学省令である小学校設置基準及び中学校設置基準等に基づき、教育活動その他学校運営の状況について、学校自ら点検・評価し、その結果を公表するよう努めてきたところであるが、学校教育法施

行規則の一部改正等により、自己評価結果の公表及び学校設置者である教育委員会への報告が義務規定となったことに伴い、新たに習志野市小学校及び中学校管理規則に規定しようとするものである。

また、併せて組織編制報告書の項目の一部を実際を使用している名称に改めようとするものである、と説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第16号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について**  
(学校教育課)

学校教育部主幹が

学校教育法施行規則の一部改正により、幼稚園から高校までのすべての学校で、教職員による自己評価の実施とその結果の公表及び学校設置者である教育委員会への報告が義務規定となったこと。また、保護者などからなる学校関係者評価の実施と結果の公表が努力義務規定となったことに伴い、改正するものである、と説明

委員が

東習志野こども園の場合は、どのように評価を行うのか、と質問

学校教育部主幹が

こども園も評価の対象であるが、その評価方法及びその内容については、これから設置される学校評価システム策定委員会にて具体的な方向性を審議する、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成20年6月25日(水)  
午後3時に決定された。

<報告事項(3)及び議案第17号ないし議案第19号は非公開>

報告事項（3） 習志野市立秋津小学校学校運営審議会委員の任命及び  
習志野市学校評議員の委嘱について

（指導課）

指導課長が  
習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命及び習志野市学校評議員の委嘱について概要を報告

質疑の後、報告事項（3）は了承された。

議案第17号 平成20年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

（指導課）

指導課長が  
平成20年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について概要を説明

質疑の後、採決が行われ、議案第17号は原案どおり可決された。

議案第18号 習志野市社会教育委員の委嘱について

（社会教育課）

社会教育課長が  
習志野市社会教育委員の委嘱について説明

質疑の後、採決が行われ、議案第18号は原案どおり可決された。

議案第19号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

（社会教育課）

社会教育課長が  
公民館運営審議会委員の委嘱について説明

質疑の後、採決が行われ、議案第19号は原案どおり可決された。

委員長が  
平成20年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言